

身体拘束及び高齢者虐待に関する指針

作成；令和6年1月17日

改定；令和8年1月8日

施工；令和6年4月1日

作成者；北原康司

1、えがおにおける身体拘束的適正化に関する基本的な考え方

身体拘束は利用者の生活の自由を制限することである。また、利用者の尊厳ある生活を阻害するものである。したがって当施設では、利用者の尊厳と主体性を尊重し、身体的拘束をはじめとするあらゆる拘束を安易に正当化することはしない。職員一人一人が身体的、精神的弊害を理解し拘束廃止に向けた意識を持つこと、身体拘束をしないケアを見出すことに努めること、利用者が安心して生活できるように環境を整えていく。身体的拘束は、原則として高齢者虐待にあたることを理解し、身体的拘束ゼロを目指す取り組みを実施・継続していくために、この指針を定める。

具体例

- ①徘徊しないように、車椅子やベッド等に体幹や四肢を紐等で縛る。
- ②転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひもなどで縛る。
- ③自分で降りられないように、ベッドを柵で囲む
- ④点滴・経管栄養などのチューブを抜かないように、四肢を紐などで縛る。
- ⑤点滴・経管栄養などのチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- ⑥車椅子や椅子からずり落ちたり立ち上がったりにしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車椅子テーブルをつける。
- ⑦立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を用意する。
- ⑧脱衣やオムツはずしを制限するために介護衣（つなぎ服）を着せる。
- ⑨他人への迷惑行為を防ぐために、ベッド等に体幹や四肢を紐などで縛る。
- ⑩行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑪自分の意思で開けることのできない居室などに隔離する。

2、身体拘束適正化委員会の設置

- ①身体的拘束適正化委員会は、3か月に1回以上開催することとし、身体的拘束の発生や終了に関する事項がある場合には、必要に応じて随時開催すること。
- ②身体的拘束適正化委員会は、高齢者虐待防止に関する事項についても検討をすること。
- ③身体的拘束適正化委員会は、上記結果を集計・分析を行い、管理者に報告する。

3、研修の実施

身体的拘束の適正化等に関する研修について、身体的拘束に関する正しい知識や廃止に向けた考え方について理解を深め、身体拘束ゼロに向けた取り組みを実施していくことを目的に、年に2回以上の研修を実施する。

4、緊急やむを得ない場合の例外三原則について

利用者個々の心身の状況を勘案し、疾病・障害を理解したうえで身体拘束を行わないケアの提供することが原則。

しかしながら、以下3つの要素の全てを満たす状態にある場合は、必要最低限の身体的拘束を行うことがある。

(1) 切迫性

利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。

(2) 非代替性

身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと。

(3) 一時性

身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

5、身体拘束の発生に関する手続き

身体的拘束の実施については、「切迫性」「非代替性」「一時性」の3つの要件を満たし、かつそれらの要件の確認等の手続きが、極めて慎重に実施された場合のみ限られる。利用者及び家族に対しては、身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、実施する期間を十分に説明し、理解を得るよう努める。身体拘束の実施については、その経過観察及び経過記録を記載し、1か月に1回は、身体拘束の廃止に向けた会議を実施する。

6、高齢者虐待に関する基本的な考え方

虐待は人がその人らしく、尊厳をもって生きていくことを阻むすべての行為である。いかなる状況であろうとも、人が尊厳を持ち、自分らしく生きていくという基本的な権利は脅かされてはならない。高齢者虐待の防止のための取り組みは即ち利用者の人権を守るための取り組みであることを理解する必要がある。施設のご利用者の虐待防止に係る責務は、単に法律の内容を周知し、形式的に体制を整え、虐待行為またはそれを疑われるような行為の禁止を指示するだけで充足されるものではなく、利用者の虐待に至るまでの段階として存在するであろう「不適切なケア」を行わないようにする。またその不適切なケアを生み出したり放置したりするような背景があればそれを改善する。利用者の人権を守る、適切なケアを提供できる環境を整えることを基本的な考え方としてこの指針を定める。

7、高齢者虐待の定義

高齢者虐待を『高齢者が他者から不適切な扱いにより、権利利益を侵害される状態や生命・健康・生活が損なわれるような状態に置かれること』と広く捉える。

- ①身体的虐待：利用者の身体に外傷が生じ、又は生じる恐れのある暴行を加えること。
- ②介護の放棄：放任、利用者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、その他の利用者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
- ③心理的虐待：利用者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、その他の利用者に対する著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- ④性的虐待：利用者に猥褻な行為をすること。
又は利用者をして猥褻な行為をさせること。
- ⑤経済的虐待：利用者の財産を不当に処分すること。
その他利用者から不当に財産上の利益を得ること。

8、身体的拘束廃止及び高齢者虐待防止に関する基本方針

(1) 法と法の精神の遵守

高齢者虐待防止法を遵守するのはもちろん、その精神の基本である「尊厳の保持」を遵守する。

(2) 高齢者虐待の予防

虐待につながる不適切なケアの防止と改善

法人は定期的に職員に対して虐待の防止に関する教育・研修を実施する。また組織としてその仕組みづくりを行い徹底する。

(3) 高齢者虐待行為の早期発見

日々の利用者の変化に気づき、不適切なケアを黙認せず、虐待の兆候を早期に発見するよう努めるとともに、一人一人の気づきを声に出し、速やかに会議を開催してその状況を分析し虐待の有無を検証する。

(4) デイサービスセンター等がおにおいては、高齢者虐待と同様に、緊急やむを得ない場合であって「切迫性」「非代替性」「一時性」の要件に該当する場合を除き、いかなる場合においても身体拘束を行わないケアを行う。

(5) 成年後見制度の利用支援

利用者及びその家族に対して、利用可能な成年後見制度の情報を提供し、必要に応じて行政機関等の関係窓口や身元引受人等と連携の上、成年後見制度の利用を支援します。

9、苦情・ご意見に対する対応について

施設内における虐待の防止を徹底するために、デイサービスセンター等がおは利用者及びその家族等からの苦情やご意見について真摯に受け止め、これを速やかに解決するよう最大限の努力をする。

10、管理者の責務

管理者は、苦情処理体制を整備するとともに、職員に対する身体的拘束廃止及び高齢者虐待防止のための研修の実施、虐待防止の各種措置を講ずる責務を負うとともに、保険者に通報責務を負うものとする。

職員から施設内外における虐待を受けたと思われる利用者及びその疑いがある案件の報告を受けた場合は、速やかにこれを検証し、介護事業部長に報告の上保険者に通報(義務)する。またこの通報を行った職員に関し、そのことを理由に解雇・その他不利益な取り扱いが行われない。

11、利用者及びその家族に対する当該指針の閲覧について

- ①当該指針は求めに応じ、いつでも閲覧できるように文書を掲示する。
- ②当該指針は全職員に配布し、周知徹底を図ると共に定期的に研修を行う。